

FinTech への対応について（中間報告）

平成 29 年 2 月
中小企業対策部

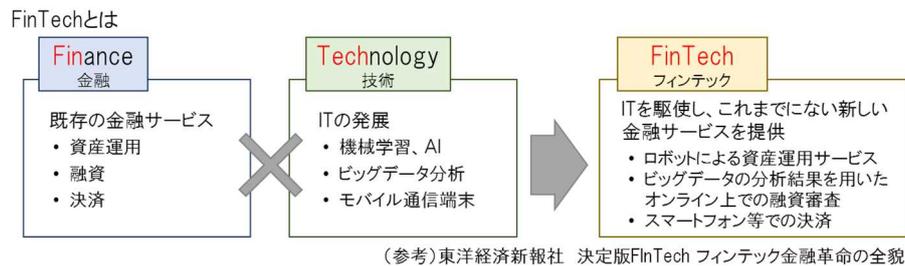
1. はじめに

日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）では、税理士会会員（以下「会員」という。）の行う中小企業支援に係る業務の環境整備を図ることを事業の大きな柱の一つとしている。そのなかで、金融支援は主要な施策であり、FinTechに係る情報収集、適切な対応も求められているところである。

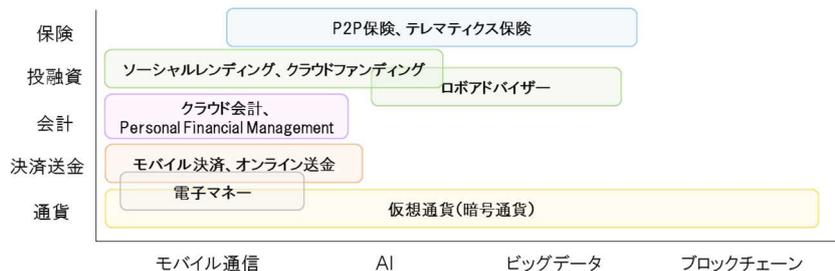
FinTech とは、Finance（金融）と Technology（技術）とを掛け合わせた造語であり、金融と IT の融合により生まれた新しいサービスと定義付けられている。FinTech の領域は幅広く、これまで金融機関が主たる業務としていた資産運用、融資、決済、送金から、IT を活用した仮想通貨、情報管理、業務支援（会計サービス等）などが挙げられる。このうち、例えば、金融機関以外からの融資、資産家や機関投資家と同等レベルの運用アドバイスや情報の入手、決済や送金の即時完了及び手数料の引き下げ等が既に実現している。FinTech で用いられている主な技術は、API（Application Program Interface）、人工知能（AI）、ブロックチェーン等である。API は、クラウド会計や家計簿アプリなど銀行口座や決済情報と連動させるためのもの、人工知能は、投資分野でのロボットアドバイザーや融資審査を自動化するためのもの、ブロックチェーンは「ビットコイン」等の仮想通貨取引などに使われている。

今後、FinTech を活用した企業が金融業務へ本格参入することにより、金融機関による競争が激化し、金融機関による事業性評価や経営改善支援といったコンサルティング機能の強化や、地元企業の困り込み等が進むものと思われる。

このような FinTech による金融サービスの変革は、会員の行う中小企業支援に係る業務にも少なからず影響が生じてくるものと思われる。そこで、当部において FinTech が税理士業務に及ぼす影響とその対応について検討を行った。



実際に提供されているFinTechサービスの一例



2. 税理士業務への影響

(1) クラウド会計ソフトによる自動仕訳

FinTechのなかで税理士業務に最も影響のあると考えられるのが会計サービスの分野である。会計サービスの分野におけるFinTechとは、「クラウド型の財務会計ソフト（以下「クラウド会計ソフト」という。）」と置き換えることが可能である。

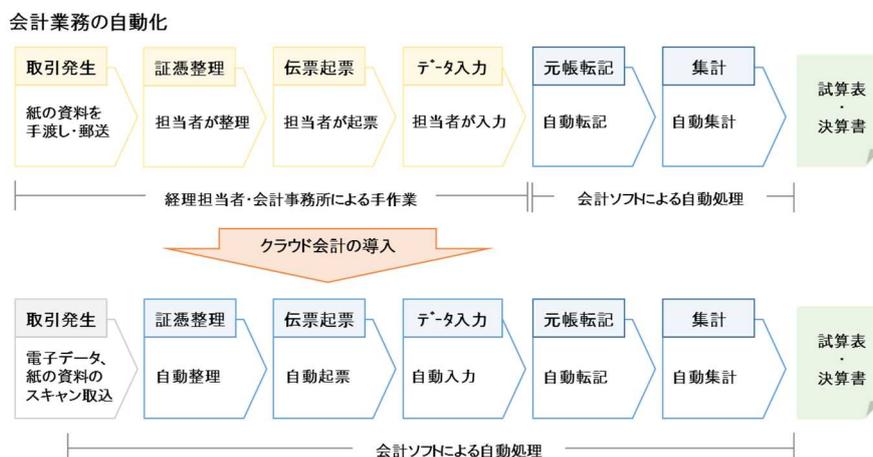
クラウド会計ソフトは、APIの機能を活用し、他のアプリケーションソフトと連携する仕組みがある。代表的なクラウド会計ソフトであるマネーフォワード、フリーなどはAPIを公開することで、金融機関、クレジット会社等とデータを連携し、企業の銀行口座、クレジットカード、電子マネー等の取引データをインターネット上で取得、その取引データを自動で仕訳する機能を有している。また、経費アプリを使えばスマートフォンでスキャンすることで領収書等が自動仕訳されクラウド会計ソフトに記帳される。

将来的に、会計業務（特に記帳代行業務）については、人工知能を活用したクラウド会計ソフトによって、相当部分が自動化され伝票起票、データ入力の業務が省力化されることは確実であり、企業の経理担当者、会計事務所に係る雇用が大きく削減されるとも言われている。

しかし、データ入力まで自動化されたとしても、経理担当者や会計事務所による会計処理に係る入力確認、税理士等による試算表及び決算書の作成時の確認は変わらず必要になるものと考えられる。

なお、データ連携による企業の経営資源の有効活用や経営の効率化といった観点では、既に大企業では基幹業務を部門ごとではなく統合的に管理するためのERPパッケージ（Enterprise Resource Planning package）が普及している。これにより、部門ごとに構築されていたシステムが統合され、財務会計や給与、販売などのデータを一元的に管理するため相互に参照・利用が可能となるが、システム構築費用の負担が大きいためこれまで中小企業では普及してこなかった。

しかし、中小企業でもクラウド会計ソフトを活用すれば、給与管理、販売管理、経費処理、eコマースなど別々のアプリケーションでデータ管理していたものも、APIを利用することにより、容易にデータ連携することができる。加えて、中小企業の実態に合わせて他のアプリケーションを組み合わせることにより、低価格でバックオフィス業務を自動化していくことも可能となっている。今後、クラウド会計ソフトの普及に伴い、中小企業においてもERPパッケージによる基幹業務の統合が浸透してくることが予想される。



(2) 人工知能 (artificial intelligence、AI) の進化

2015年に発表されたオックスフォード大学と野村総合研究所との共同研究によると、10～20年後に、日本の601の職業のうち約49%が人工知能やロボット等に代替できるようになる可能性が高いという推計結果が得られている。代替可能性が高い職業として具体的に挙げられている中には会計監査係員も含まれている。

人工知能の機能を備えたクラウド会計ソフトが本格導入されれば、自動仕訳の精度が上がり、さらに、販売管理などの他のアプリケーションと連動することで、税理士の業務は大幅に減少すると思われる。

人工知能を活用した自動車の自動運転のような技術は、センサをあらゆる場所に配置し、ヒト・モノの物理的な事象に関わるデータを取得し、分析結果からヒト・モノの行動・状態変化に繋げており、製造業を始め、様々な産業分野を変えていく可能性がある。

もともと、FinTechは人工知能、ビックデータ、スマートフォン端末などを活用してファイナンスに生かす金融分野での技術革新である。具体的には、ロボットアドバイザー、クラウドファンディングなど急速に技術革新がおきている。

ビックデータと人工知能を活用したコールセンター支援システムでは、顧客からの問合せ内容に対してロボットが回答の候補をパソコン画面上に迅速に提示する。

また、人工知能を使った個人向けレンディング(融資)サービスの提供も始まっている。このサービスは、利用者がスマートフォンの専用アプリに個人情報を入力すると、即座に人工知能が審査し、融資限度額や金利といった条件が決まり、入力後、迅速に口座振込まで完了する。

(3) 仮想通貨の普及

2009年頃からビットコインと呼ばれる仮想通貨が流通している。ビットコインに代表される仮想通貨には、中央銀行のような監督官庁的機関が存在せず、通貨の発行や取引はすべて民間のネットワーク上で行われている。

これまで我が国では、仮想通貨をモノとして位置付けてきたが、改正資金決済法の下で「仮想通貨」は、従来の「モノ」から決済手段として使える「財産的価値」と定義され、さらに、平成29年度与党税制改正大綱において「仮想通貨に係る課税関係の見直し」(108頁)について、消費税の取扱いを従来の「課税」から「非課税」に変更すると記載されている。これらは、一部の電気料金、飲食店等においてビットコインによる支払いが可能となるなど、ここ数年で急速に仮想通貨の利用範囲が拡大されたことを受けてのものと思われる。さらに、みずほ銀行がIBMと組んで仮想通貨「みずほマネー」を開発し、今秋には三菱東京UFJ銀行も独自の仮想通貨「MUFJコイン」の発行を予定しているなど、複数の仮想通貨が流通する時代を迎えようとしている。

しかし、仮想通貨は、税務上、課税逃れに利用される可能性もあるなど、法務・会計・税務上の取扱いにはまだ多くの課題が残されている。税務面においては、財務省主税局及び国税庁が重大な関心を示しているものと思われ、国・民間団体等でも活発に検討が行われている。

3. 金融機関、会計ソフトベンダーの動向

(1) 金融機関による取引企業の囲い込み

昨年、北陸地域のある金融機関がクラウド会計ソフトを提供するベンチャー企業（以下、「クラウドベンダー」という。）と組んで、中小企業に対して融資の借り換え、クラウド会計ソフトの導入等の営業、さらに税理士の紹介等の提案を行い問題となった事例があった。一部企業では、クラウド会計ソフトの導入に関して、金融機関と顧問税理士との間でトラブルに発展したケースも見られた。

このような金融機関による強引な営業が行われた背景には、金融庁が地域金融機関に対して、10年後も生き残れるビジネスモデルを求めていること等が挙げられる。金融庁は「モニタリング基本方針」の中で金融機関に中小企業への経営改善の支援を求めている。中小企業の財務面の結果を指摘するだけではなく、事業面の経営課題を正確に捉え、「商品の製造・販売状況」「業務フロー」「社内管理体制」等、企業の実態を把握し、経営改善を支援していく役割を求められている。これらの役割を実現できなければ再編という選択肢が現実味を帯びてくることから、地域金融機関は必死に生き残り策を探している。その一つが FinTech の活用であり、クラウドベンダーとの提携であったと推測される。クラウド会計ソフトを利用している企業の財務会計データをクラウドベンダーと金融機関で共有すれば、それにより金融機関は企業の業況や財務状況をリアルタイムで把握し、融資業務の省力化、高度化に繋がり、経営再建等にも有効なツールとなり得る。そこで、クラウド会計ソフトを活用して取引先企業の拡大、囲い込みを図ったものと思われる。

（２）懸念すべき事項

クラウドベンダーは、自社のクラウド会計ソフトを利用する税理士及び税理士法人を名簿化し、抱え込みを図っている。既存の会計ソフトベンダー（以下、「既存ベンダー」という。）もクラウドベンダーと連携し金融機関やクレジット会社等の取引データを即時に自動仕訳し会計ソフトに取り込むことができる。当部で既存ベンダーを数社取材したが、全てこの機能を有していた。

今後、クラウドベンダー、既存ベンダーいずれも金融機関との提携がより進む可能性が高い。さらに、クラウドベンダー及び既存ベンダーによるユーザー会員の抱え込みの強化が行われるほか、提携金融機関による関与先への営業が活発化することが懸念される。

金融機関と特定の税理士法人、金融機関と既存ベンダーと税理士法人等という組合せも想定される。これまでも問題視してきたところであるが、金融機関が所謂一本釣りをした税理士法人を取引先企業に紹介することで、既存の顧問税理士との間でトラブルになるというケースが増加する蓋然性がある。

一般的に、融資を受けている企業にとって、金融機関は圧倒的な優越的地位にある。そのような金融機関からの提案を企業が拒否することは容易ではない。まして顧問税理士を飛び越えた営業・提案が行われた場合、経営者は企業にとって極めて重要な案件を顧問税理士に相談する前に決断してしまうケースもあり得る。

その結果、金融機関、会計ソフトベンダーと顧問税理士との間でトラブルに発展する可能性が懸念される。FinTech の進展に伴い、金融機関、会計ソフトベンダーによる顧問税理士の存在を軽視した動きが進むこととなれば、非常に深刻な問題である。日税連として、こうしたトラブルの未然防止策を講じることが急務である。

4. 日税連の対応

FinTechに限らず IT 業界ではこれまでも新しい技術が生まれては消えて行った。一般論で言えば、新しい技術が普遍的に普及し定着するためには、①利便性の高さ、②コストの低減という要因が欠かせない。すなわち、多くの人が「便利」、「経済的」と実感できる技術かどうか重要である。クラウド会計ソフトや仮想通貨が便利であると評価されれば、急速に社会に受け入れられて普及していくものと思われる。日税連としては、新しい技術である FinTech を否定する理由はなく、個々の会員は新しい技術、知識を積極的に吸収し、関与先に提案、説明できるようにしておく必要があるものと考ええる。その意味で、今後とも FinTech の動向を注視し、会員に周知を図ることや研修テーマとして取り上げることも必要であり有意義と思われる。

また、上記 3 に書いた通り、金融機関、会計ソフトベンダーの動きに対して、日税連としては適宜対応すべき事項が挙げられる。

(1) 中小会計指針及び中小会計要領の普及・啓蒙

今後、日税連としては、税理士が作成に関与した決算書の正確性、信頼性を高め、価値のあるものであるということを企業や金融機関等に改めて認知させていくことが必要である。

税理士が作成した決算書の優位点として、中小会計指針、中小会計要領（以下、「中小会計指針等」という。）に準拠していること、さらにチェックリストを作成・添付することにより準拠性が明確となり、会計の専門家である税理士としての高度な判断が反映、明示される点である。

会計業務の自動化が進むほど、税理士による専門家としての判断が極めて重要となり、そのツールとして、中小会計指針等、チェックリストの重要度が増してくるものと思われる。

したがって、日税連としては、会員に対して中小会計指針等に準拠した決算書及びチェックリストの活用を指導し、普及率を高めていくとともに、金融機関等に対して中小会計指針等に準拠した決算書の重要性、必要性を説明していくことが求められる。

また、金融庁が金融機関に対して中小企業の経営改善支援を求めていることと同様に、税理士に対しては、中小会計指針等に準拠した決算書を基に、経営者とともに経営課題を抽出し、具体的な経営改善、経営再生支援を行うことが期待される。

(2) 金融懇話会の開催

最も懸念すべきことの 1 つは、金融機関による企業の困り込みに顧問税理士と関与先企業が巻き込まれることである。金融機関による関与先企業への過度な営業によるトラブルを未然に防止するためにも、税理士会による金融懇話会の継続的開催は必須であり、税理士会は可能な限りにおいてすべての地域金融機関との接触を図るべきである。

金融懇話会の会合においては、金融機関による取引先企業への過度な営業等について注意喚起を徹底するとともに、特に顧問税理士の役割の重要性を説明し、顧問税理士と経営者との間に強固な信頼関係が構築されていること、関与先企業に日常的に深く関与していること等について正しく理解してもらう必要がある。その上で、金融機関が取引先企業に各種相談を持ちかける際、顧問税理士の存在が確認された場合には、当該税理士を尊重した対応を行うような流れを作り上げていくことが必要である。経営者の最も身近な相談相手である顧問税理士を活用

していくことが、金融機関にとって有効な中小企業支援策であることを認識させていくことが重要となる。

日税連としては、各地域での金融懇話会の開催に向けた支援のほか、税理士会が金融機関に説明する際の資料作成等を行う必要がある。

(3) 会計ソフトベンダーへの対応

金融機関と同様に会計ソフトベンダーへの説明や動向把握も重要となる。金融機関と提携して関与先企業にソフト導入を進めるなどの可能性があり、顧問税理士との間でトラブルになる懸念がある。

そのため、日税連としては、税務システム連絡協議会と定期的な会合を持ち、注意喚起を促すとともに、個別に各ベンダーとも接触を図り、日税連の考え方（中小会計指針等、チェックリストの普及）や顧問税理士の役割の重要性等を説明していく必要がある。この場合、既存ベンダーだけではなく、クラウドベンダーとも接触を図り、企業側の考え方、動向を把握しておくことも重要である。

(4) その他

上記で述べたとおり、FinTechに伴う新しい技術への対応は、基本的には個々の会員の判断、自己研さんによるものと考えられる。そのため、現時点で日税連においてFinTechそのものの研究を行う必要性は乏しいものの、情報収集は継続し、会員に必要な情報を提供していくべきものと思われる。

なお、FinTechの技術の中で仮想通貨については、日税連としてもその動向を注視しておく必要があると思われる。仮想通貨は、法務・会計・税務に亘り大きな影響を及ぼす可能性が高いものの、まだ制度が未成熟である。今後普及していくことを想定して、税務・会計の専門家団体の立場から調査研究を進める必要があるものと思われる。

5. おわりに

人の判断を高・中・低の3段階に分ければ、「低」「中」程度までの判断力は機械等の学習能力により置き換わる可能性がある。「高」に分類される判断力こそ専門家の領域であり、容易に学習できるものではない。所詮FinTechの進展によって税理士の業務が代替としても税理士の専門家としての判断が求められる領域は必ず存在する。税理士はFinTechを黒船として恐れるのではなく、こうした技術を良きアシスタントとして活用し、共存を図ることが求められる。

今後各単位会は、中小会計指針等に準拠した決算書の重要性を、研修会等を通じて会員に周知するとともに、引き続き金融機関との懇話会や会計ソフトベンダーとの協議会を定期的を開催することにより、顧問税理士の役割の重要性、中小会計指針等に準拠した決算書の重要性等を周知する必要がある。

日税連としては、FinTechの動向について引き続き情報収集を図り、必要に応じて対応策を検討・実施し、会員の中小企業支援に係る業務の環境整備を図っていくこととしたい。

以上

FinTechへの対応について（中間報告）

平成29年2月
中小企業対策部

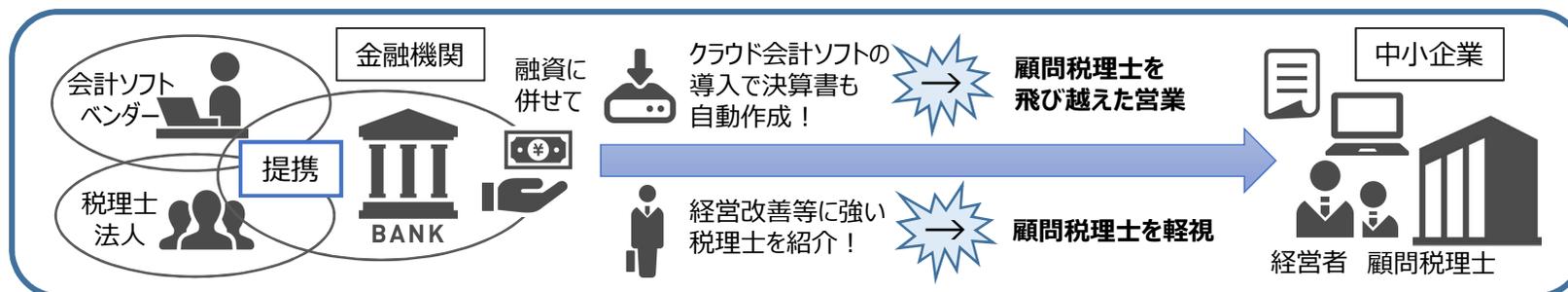
金融機関を取り巻くFinTechと中小企業への影響

これまで金融機関が主たる業務としていた「決済」、「融資」、「送金」といったものが、FinTechの発展により、金融機関以外の企業からも、より簡易に、より廉価に、より有用に提供されるようになった（金融サービスの変革）。

今後、FinTechを提供する企業の参入によって金融機関同士の競争は更に激化し、**会計ソフトベンダーと提携したクラウド会計ソフトの導入推奨、一本釣りした税理士の派遣等、優越的地位を利用して取引企業の困り込みを図る**ことが懸念される。

<金融機関による優越的地位を利用した営業（例）>

金融機関の動き	懸念事項	問題点
会計ソフトベンダーとの提携	クラウド会計ソフト導入により記帳代行や月次の帳簿確認等は自動化され、税理士は不要となる、といった営業で経営者にソフトの導入を奨める。	融資を受けている企業にとって金融機関は圧倒的に優越的な地位にあり、金融機関からの営業を断ることが困難である。
取引先に対する税理士の派遣	一本釣りした税理士を取引先（顧問税理士の有無に関わらず）に派遣する。	既存の顧問税理士と金融機関、また派遣された税理士の間でトラブルとなる可能性がある。



日税連・税理士会に求められる対応

金融機関・会計ソフトベンダーに対して

- ✓ 中小会計指針・中小会計要領に準拠した決算書の正確性・信頼性の高さを示し、価値のあるものとして周知していくこと
- ✓ 顧問税理士の役割を理解してもらい、外部からの税理士派遣等によるトラブルを未然防止すること

➡ 金融懇話会・会計ソフトベンダーとの協議会等の実施

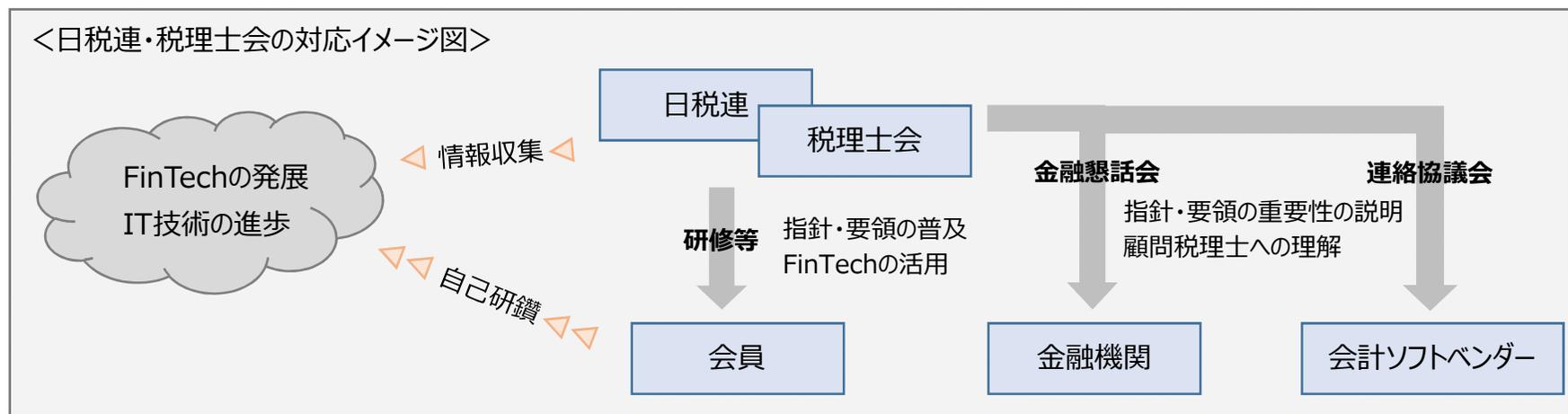
会員に対して

- ✓ 中小会計指針・中小会計要領に準拠した決算書の作成、チェックリストを活用した準拠性の確認について啓蒙していくこと

➡ 普及施策の立案、実施

- ✓ 個々の会員が新しい技術に対して積極的に知識を吸収し、関与先に提案、説明できるよう、会員のスキルアップを図ること

➡ 情報提供、研修会等の実施



継続して検討すべき事項

仮想通貨は、法務・会計・税務にわたり大きな影響を及ぼす可能性が高いものの、制度も未成熟である。今後普及していくことを想定して、税務・会計の専門家団体である日税連において調査研究を進める必要がある。